

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業所研修会について

新規指定介護保険事業所を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業所向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成27年4月30日(木)	松本合同庁舎203会議室	午後1時30分～4時
平成27年5月28日(木)	長野県自治会館5階会議室	午後1時30分～4時

2 ゴールデンウィーク等の業務対応について

平成27年4月29日～平成27年5月10日における本会受付業務等について、下記のとおりを予定しております。

5月請求分受付日程

	4月29日 (水)	30日 (木)	5月1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)
インターネット (24時間受付)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ISDN回線 (午前8時半～午後8時)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵送(随時)	×	×	○	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	○	○	○	○
持参 (2～6日は閉館)	×	×	○※1	×	×	×	×	×	○※1	○※1	○※1	○※1

※1 受付時間：午前8時半～午後5時・・・1、7、8日
午前9時～午後4時・・・9、10日

※2 2～6日は閉館のため、受け取りは7日以降です。

○平成27年4月審査分の返戻等通知について

伝送請求事業所・・・平成27年4月30日(木) 送信予定

磁気媒体・帳票請求事業所・・・平成27年5月1日(金) 発送予定

3 平成27年度介護報酬改定にかかる請求明細書の新様式について

平成27年度介護報酬改定に伴い、請求明細書(様式2、様式2-2、様式11)が変更され、介護予防・日常生活支援総合事業明細書(様式1-2、様式2-3、様式7-3)が新様式となりました。帳票にて請求を行う事業所は下記方法にて新しい様式を取得し、介護給付費等の請求を行ってください。

取得方法：長野県国保連ホームページ→様式取得→介護保険関係→介護給付費請求書各種様式(平成27年4月以降サービス提供分)

4 介護給付費明細書等送付書の様式の変更について

磁気媒体・帳票請求事業所におかれましては、郵送または持参で介護給付費の請求を行っていただいておりますが、その際に同封していただく介護給付費明細書等送付書（以下、送付書）について、平成27年5月請求分より様式を一部変更しました。5月請求分以降、郵送または持参する際は別添「介護給付費明細書等送付書」を使用してください（ホームページから取得できます）。また、送付書の数量の欄に明細書の枚数を記載している事業所が多く見られます。**明細書はひと月毎に1部**として数えますので同封の記載例をご参考にしてください。
 取得方法：長野県国保連合会ホームページ→様式取得→介護保険関係→介護給付費明細書等送付書

5 小規模多機能型居宅介護（短期利用）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の費用の請求に係る取扱いについて

平成27年4月介護報酬改定に伴い新設された標記サービスに係る請求については、厚生労働省からの報酬告示等関係資料提示の遅延に伴い、関係機関のシステム改修が間に合わないことから、3月2日～4日に開催した「介護報酬改定・介護保険制度改正説明会」でご説明したとおり、5月、6月に請求された場合は、**返戻**となります。

ご迷惑、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、平成27年4月、5月サービス分については、平成27年7月以降に請求いただきますようお願いいたします。

なお、給付管理票につきましても、平成27年5月、6月提出分に当該短期利用サービスの記載がある場合は返戻となります。

当該短期利用サービス以外に居宅サービスの利用があった場合には、居宅サービスのみを記載した給付管理票を提出し、7月以降に当該短期利用サービスを含む全てのサービスを記載した給付管理票（修正）の再提出が必要となりますことをご承知おきください。

6 介護職員処遇改善加算について

標記加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が創設されました。

＜新 設＞	⇒	※ <u>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u>
<u>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u>	⇒	<u>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u>
<u>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u>	⇒	<u>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</u>
<u>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</u>	⇒	<u>介護職員処遇改善加算（Ⅳ）</u>

※キャリアパス要件①及び②を満たす。

7 サービス提供体制強化加算について

介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置がより高い状況を評価するための区分が創設されました。

＜介護老人福祉施設、介護老人保健施設等＞ ⇒ 介護福祉士6割以上：18単位/日 <新設>
 介護福祉士5割以上：12単位/日 介護福祉士5割以上：12単位/日

処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に区分支給限度基準額に含まれませんのでご注意ください。

平成27年3月請求分の支払日は4月28日（火）、5月請求分の締め切りは5月10日（日）です。